

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年7月16日(2015.7.16)

【公開番号】特開2015-39613(P2015-39613A)

【公開日】平成27年3月2日(2015.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-014

【出願番号】特願2013-173889(P2013-173889)

【国際特許分類】

A 45 D 44/22 (2006.01)

A 61 F 9/007 (2006.01)

【F I】

A 45 D 44/22 Z

A 61 F 9/00 5 5 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年6月2日(2015.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項11】

請求項1～10の何れかに記載の化粧用瞼整形用テープの製造方法であって、以下のステップを有する方法。

(1) 上記基材片を形成する合成樹脂から成る基材シートの両面又は片面に粘着剤が塗着された粘着シートを準備するステップ

(2) 上記突出部と同じ輪郭形状の刃先を有する切断刃と上記粘着シートとを相対的に移動させながら、該切断刃で該粘着シートを切断することにより、上記化粧用瞼整形用テープを得るステップ

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

なお、本発明に係る化粧用瞼整形用テープは、以下のステップを有する方法によって製造することができる。

(1) 上記基材片を形成する合成樹脂から成る基材シートの両面又は片面に粘着剤が塗着された粘着シートを準備するステップ

(2) 上記突出部と同じ輪郭形状の刃先を有する切断刃と上記粘着シートとを相対的に移動させながら、該切断刃で該粘着シートを切断することにより、上記化粧用瞼整形用テープを得るステップ

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

そして、本発明に係る化粧用瞼整形用テープを使用するにあたっては、上記テープ状部

材の長手方向の一端側と他端側に位置する一対の把持領域を指先で把持して、該テープ状部材を長手方向に引っ張り、これら把持領域間に位置する貼着領域を基材片が延伸される所定長さに伸長させた状態（すなわち、テープ状部材を引っ張ったままの状態）で、上記貼着領域を瞼に押し当てて貼り付ける。そして、把持領域から指先を放すと、基材片の収縮に伴って瞼の皮膚も収縮するが、瞼の皮膚は概ね眼球に沿った外側への凸曲面に形成されているため、テープ状部材が瞼にくい込んで、疑似的な二重瞼を形成したり下瞼に膨らみを形成したりするなど、瞼に疑似的な整形を施すのに必要な深さのくびれが、該テープ状部材に沿って形成される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

【図1】本発明に係る化粧用瞼整形用テープの一実施形態としての二重瞼形成用テープを示す部分破断平面図である。

【図2】図1のテープを側方から見た図である。

【図3】図2のテープのA-A断面図である。

【図4】図1のテープの分解斜視図である。

【図5】図2のテープの易破断部を含む部分Bの拡大図である。

【図6】図1のテープにおいて、テープ状部材が延伸される所定長さに伸長させたときの貼着領域の状態を示す概略図である。

【図7】本発明に係る化粧用瞼整形用テープを用いた二重瞼の形成方法を示す概略図1である。

【図8】同概略図2である。

【図9】同概略図3である。

【図10】同概略図4である。

【図11】同概略図5である。

【図12】同概略図6である。

【図13】同概略図7である。

【図14】本発明に係る化粧用瞼整形用テープの製造過程を示す概略図1である。

【図15】同概略図2である。

【図16】同概略図3である。

【図17】同概略図4である。

【図18】同概略図5であり。

【図19】(a)及び(b)は、共に、本発明に係る化粧用瞼整形用テープの他の実施形態を示すテープ状部材の平面図である。

【図20】(a)及び(b)は、共に、本発明に係る化粧用瞼整形用テープの他の実施形態を示すテープ状部材の貼着領域の平面図である。

【図21】(a)～(c)は、共に、本発明に係る化粧用瞼整形用テープの他の実施形態を示すテープ状部材の貼着領域の部分平面図である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

上記テープ状部材2の寸法すなわち基材3の各種寸法については、該基材3が低密度ポリエチレンで形成されている場合、実際の使用における操作性や携帯性等を考慮して決定すべきであるが、長さLは25～40mm程度で、そのうち上記貼着領域2bの延伸後の

長さは5～10cm程度であることが好ましい。また、コア部の幅(すなわち第1側端21aと第2側端21bとの距離)Cwと基材片3の厚さt1は、延伸後に上瞼に貼着したときの幅や厚さ及び上瞼へ装着した時の使用感等を考慮して決定すべきであるが、Cwは1.0～5.0mm程度、t1は40～80μm程度であることが好ましい。そして、上記突出部22、23のピッチp1、p2及び高さh1、h2は、延伸後に上瞼に装着する際ににおける皮膚との間の滑りの抑制や、上瞼に貼着したときの幅等を考慮して決定すべきであるが、p1、p2は1.5～4.0mm程度、h1、h2は0.3～0.6mm程度であることが好ましい。このとき、該突出部22、23の高さh1とh2の和は、上記コア部21の幅Cwよりも小さいことが望ましい。

ただし、基材片3の各種寸法はこれらの範囲に限定されるものではなく、基材片3の材質、並びに、操作性、使用感及び形成した二重瞼の見栄えなどといった感覚的な評価等を考慮して、適宜決定することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図1】

